

機能性の表示ができる食品

●特定保健用食品(トクホ)

健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収をおだやかにする」などの表示が許可されている食品です。

表示されている効果や安全性については、健康増進法の規定に基づき国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可をしています。

製品には、許可マークと許可表示を表示します。

●栄養機能食品

一日に必要な栄養成分(ビタミン、ミネラルなど)が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品です。

既に科学的根拠が確認された栄養成分が、食品表示基準に定められた上・下限値の範囲内にある食品であれば、特に届出などをしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示することができます。

製品には、「栄養機能食品(〇〇〇〇)」と表示します。 *〇〇〇〇は、栄養成分を記入

●機能性表示食品

事業者の責任において、疾病に罹患していない人(未成年者、妊産婦等を除く)を対象に、機能性関与成分によって健康の維持増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示するものをいいます。

当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者に関する基本情報、安全性・機能性の根拠に関する情報、生産・製造・品質管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を、販売を開始する日の60日前(専門家に意見を聴取する必要があるなど、消費者庁長官が認める場合は120日前)までに消費者庁長官へ届け出る必要があります。ただし、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。製品には、届出番号を表示します。

【機能性表示食品の表示内容】 令和6年9月1日から、機能性表示食品の表示事項が一部改正されました。(改正箇所:★)

パッケージ表

- ★ **機能性表示食品**

主要面の上部に「機能性表示食品」の文字を枠で囲んで表示します。
- ★ **届出番号△△**

「機能性表示食品」の表示に近接した場所に、届出番号を表示します。消費者庁ウェブサイトへ届出内容等が公開されます。
- 〇〇〇(商品名)
- ★ (機能性表示)

本品には、◇◇が含まれるので、□□の機能があります。
- ★ 本品は、特定保健用食品と異なり、機能性及び安全性について国による評価を受けたものではありません。届け出られた科学的根拠等の情報は消費者庁のウェブサイトを確認できます。

同「面」表示は不要。

パッケージ裏

名称: 〇〇〇〇〇
 原材料名: ◎◎(〇〇産)、△△、……、
 内容量: 〇〇g
 賞味期限: 〇〇
 保存方法: 〇〇
 製造者: 〇〇〇〇

栄養成分表示 〔1日当たりの摂取目安量(〇〇)当たり〕	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

機能性関与成分◇◇mg

- ★ ◆1日当たりの摂取目安量: 〇〇
- ◆摂取の方法: 水またはぬるま湯と一緒に召し上がりください。
- ★ ◆摂取上の注意: (医薬品や他の機能性関与成分との相互作用、過剰摂取等に係る注意喚起等について、当該機能性関与成分の安全性に関する科学的根拠を踏まえて具体的に表示する。)
- ◆医薬品ではありません。
- ◆本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。
- ★ ◆疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に摂取について相談してください。
- ◆体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

1日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取する上での注意事項などの注意喚起事項、事業者の連絡先など、必要な表示事項を表示します。
 *文字の大きさは8ポイント以上(表示可能面積がおおむね150cm²以下の場合には5.5ポイント以上)

1日当たりの摂取目安量当たりの栄養成分表示、機能性関与成分含有量を表示します。

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

●お問合せ先: 〇〇(株) 〇〇係
 ☎〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

